

## 2 栄養関係

平成 27 年度末現在の「給食施設」は 88,645 施設となっており、そのうち「特定給食施設」は 49,744 施設 (56.1%) で、「その他の給食施設」は 38,901 施設 (43.9%) となっている (表 3、図 4)。

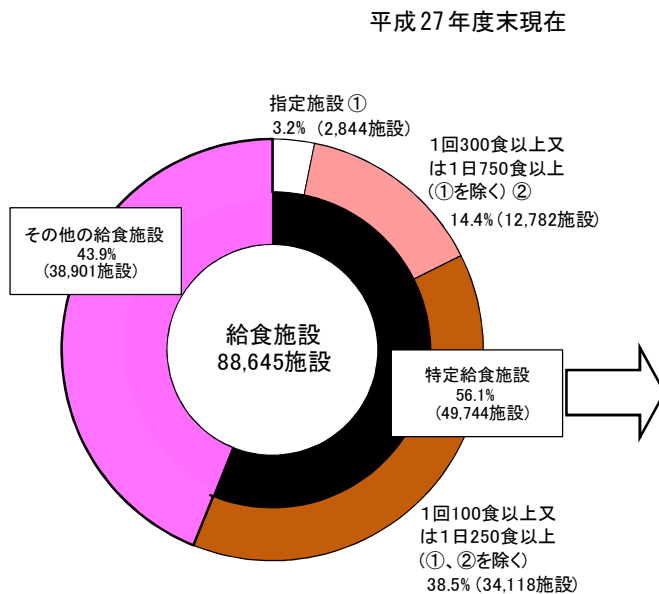
特定給食施設の「指定施設」は 2,844 施設 (3.2%) となっている (図 4)。

特定給食施設の種別構成割合をみると、「学校」(31.7%) が最も多く、次いで「児童福祉施設」(25.1%)、「病院」(11.4%) となっている (図 5)。

表 3 給食施設数の年次推移

	各年度末現在					対前年度	
	平成23年度 (2011)	24年度 ( ' 12)	25年度 ( ' 13)	26年度 ( ' 14)	27年度 ( ' 15)	増減数	増減率 (%)
	給食施設	85 740	86 661	87 139	87 702	88 645	943
特定給食施設	48 238	48 746	49 111	49 332	49 744	412	0.8
学校	16 104	15 996	16 032	15 884	15 769	△ 115	△ 0.7
病院	5 761	5 753	5 688	5 666	5 659	△ 7	△ 0.1
介護老人保健施設	2 640	2 725	2 767	2 761	2 811	50	1.8
老人福祉施設	4 037	4 269	4 361	4 474	4 672	198	4.4
児童福祉施設	10 860	11 269	11 446	11 727	12 467	740	6.3
社会福祉施設	821	820	811	791	791	0	0.0
事業所	6 115	5 955	5 816	5 735	5 607	△ 128	△ 2.2
寄宿舎	603	583	563	579	574	△ 5	△ 0.9
矯正施設	117	117	121	118	116	△ 2	△ 1.7
自衛隊	192	194	193	198	189	△ 9	△ 4.5
一般給食センター	454	428	429	411	402	△ 9	△ 2.2
その他	534	637	884	988	687	△ 301	△ 30.5
その他の給食施設	37 502	37 915	38 028	38 370	38 901	531	1.4

図 4 特定給食施設—その他の給食施設の構成割合



特定給食施設(※)の3分類

※健康増進法第20条第1項に規定される施設で、特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。

指定施設 ①

- ・医学的な管理を必要とする者に食事を提供する特定給食施設であって、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの
- ・上記以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に1回500食以上又は1日1,500食以上の食事を供給するもの

1回300食以上又は1日750食以上 (①を除く) ②

1回100食以上又は1日250食以上 (①、②を除く)

図 5 特定給食施設の種別構成割合

